

【平成25年第4回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

平成25年12月18日 健康福祉委員長 露木 明美

○「議案第153号 川崎市福祉センター条例を廃止する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第154号 川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第155号 川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の制定について」

《意見》

- * 介護保険料が県内で最も高い本市においては、介護予防のための効果的な支援が重要であり、今後の支援の在り方と介護保険料の額とは関連性があることを市民に知ってもらう必要がある。また、介護予防に向けた本市の取組をメッセージとして発信するとともに、介護予防に効果的な支援を実施し、介護保険料の抑制に努めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第167号 川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 自動車事故に係る証明書の文書料に関する民間病院との比較について

文書料は、前回平成22年7月に改定しているが、その際、民間病院の文書料を調査したところ約1万円と高額に設定している病院があるなど、民間病院と差が生じていることは認識している。文書料の設定は、原価からの算出が困難であるため、公平性の観点から政令指定都市の平均額を基に算定したものである。

《意見》

- * 市立病院は、民間病院に比べ自動車事故に係る証明書の文書料が低額であるため、これを目的に来院する患者がいると聞いている。自動車事故に係る証明書の文書料改定に当たっては、本市と物価や地域性が異なる他の政令指定都市を参考にするのではなく、近隣の民間病院や病院の集客数などの状況も分析し、算出するよう検討してほしい。

- * 本議案では診断書や証明書の手数料などが改定の対象となっており、国民健康保

険料や介護保険料、公共料金の値上げも続いているため、医療費の窓口負担や薬代などを含めると市民生活は大変苦しいものである。低所得者ほど負担が重くなる消費税には反対であり、市民生活を守るべき自治体の病院が、消費税を市民の負担に転嫁するべきではないと考えることから本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第181号 川崎市葬祭場の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 指定管理者の選定が非公募となった経過について

北部斎苑の火葬炉が改修工事中であることや民間活用推進委員会での議論を踏まえ、出資法人等総合調整委員会等に諮り決定した。

* 指定管理予定者への引継ぎについて

指定管理予定者は川崎市シルバー人材センターと富士建設工業の共同体であるが、シルバー人材センターが葬祭場の管理運営を行うことは初めてである。現在の指定管理者である保健衛生事業団の職員数名がシルバー人材センターに移行し、管理運営手法を継承していく予定である。

* 民間活用推進委員会での審査について

民間活用推進委員会委員は、学識経験者、施設の管理運営に関して専門的知識を有する者及び財務専門家の3名で構成されており、今回の指定管理者の選定に当たっては、約2時間の審議を経て選定された。

《意見》

* シルバー人材センターが担うことになる管理運営については、民間活用も含め非公募とせずに、原則どおり公募で決めるべきであり、非公募でシルバー人材センターが指定管理者に選ばれたことに違和感がある。

* 今回、非公募で行われた指定管理者の選定経過が不透明である。3名の委員で行う民間活用推進委員会の審査や選定方法は、公正さや公平性、透明性の観点に欠けている。シルバー人材センターは公益財団法人であり、本市との関係において天下りと言われかねないのではないかと。今後、同様なことが起こらないよう適切に対応してほしい。

* 葬祭場は故人との別れの場であり、管理運営には特殊性がある。管理運営に支障を来さないよう、引継ぎを適切に実施してほしい。

* 改修工事中の火葬炉が完成した場合、火葬効率が向上し利用者の増加が見込まれるが、違法駐車など近隣住民へ迷惑が掛からないよう留意してほしい。市民のニーズや意見をしっかり聞き、必要な整備や実効性ある管理運営を実施してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第182号 川崎市老人福祉センター及び川崎市老人福祉・地域交流センターの指定管理者の指定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第183号 陽光ホームの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 施設利用者の家族からの要望事項への対応について

平成21年4月の開設に当たり、保護者から食事や服薬管理、職員配置などについて様々な要望があり、協議してきた。本施設は夜間の援助が中心であるが、日中においても服薬の管理や朝夕の食事は職員が援助を行い、施設長やサービス管理責任者、生活支援員などの職員配置においても経験ある職員を配置するなど可能な限り要望に応じてきた。今後も利用者や家族から要望があれば適切に対応していく予定である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第184号 川崎市老人いこいの家の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 宮前区で選定された指定管理者の本市での実績と苦情について

宮前区の指定管理者として選定されたNPO法人有馬まちづくりサポートセンターカンアオイは、平成21年度から23年度まで、川崎市生涯学習財団と共同で有馬・野川生涯学習支援施設の管理運営を行ってきた団体である。当時、職員の接遇態度が悪いなどの苦情が4件、市長の手紙が6通あったと認識している。

* 苦情等に関する民間活用推進委員会への報告について

宮前区で選定された指定管理者について、以前に利用者から苦情があったこと、年度評価及び指定期間の最終年度に実施している総括評価において利用者満足度が高いこと、施設の所管課からの聞き取り調査で、仕様書に示された業務については、適正に実施されたことを民間活用推進委員会に報告している。

* 宮前区の指定管理者が選定された理由について

管理運営に関する情報を各施設で閲覧可能にすること、ホームページに掲載するなど情報公開に対する考え方や、電話、ファックス及びメールでの施設利用申込み、施設の空き情報のホームページへの掲載など他の応募団体にはない提案があった。また、人件費や事業費がより適切に積算されており、効率的な施設運営の提案や管理経費等の縮減に向けた方針の明示、業務改善に向けた取組、日報、月報、4半期ごとの自己評価など、セルフモニタリングへの考え方が他の応募団体に比べ具体的に示されていた点が評価されて選定された。

* 継続して指定管理者となる団体からの利用者の意見を踏まえた提案について

利用者満足度調査やモニタリング、目安箱、運営委員会からの意見を踏まえ、施設は高齢者の活動拠点であると同時に介護予防としての重要な拠点であるとの認識があり、それを念頭に企画、運営していくとの提案があった。

*** 宮前区以外の区で応募が1団体となった理由について**

宮前区では2団体から応募があったが、他の6区では1団体のみの応募であった。老人いこいの家は地域に根ざした施設であり、地区の社会福祉協議会や町内会自治会や民生委員との連携が重要であり、結果的に宮前区を除いた他の区では、各区の社会福祉協議会のみの応募となった。

*** 指定管理者の選考時における応募団体の提案時間について**

民間活用推進委員には応募団体の資料を事前に渡し、事業内容等を確認した上で選考を実施している。今回、応募総数が多かったことから、各団体10分間の面談を実施した。選考では応募団体から提案がなされ、委員からは書類だけでは確認できないことについてヒアリングが行われた。

*** 民間活用推進委員の選定方法について**

民間活用推進委員は、学識経験者、施設の管理運営に関して専門的知識を有する者及び財務専門家の3名で構成されており、施設やその特性に応じて委員を選定している。

*** 指定管理者に対するモニタリングの実施について**

事業の実施状況については、事業者からセルフモニタリングのチェックシートの提出を受け事業内容の適正性を確認している。今回、指定管理者が変更となるのでサービスの質が低下しないよう特に配慮が必要であると認識しており、資料で確認できない部分は、事業者からのヒアリングや実地調査によるモニタリングを考えている。

*** 宮前区内における老人いこいの家の整備状況について**

施設の整備計画は、中学校区に1か所を基準に整備してきた。宮前区の場合、8中学校区に対して5か所の整備となっているが、これ以外の3か所のうち向丘中学校区と宮崎台中学校区は高津区と隣接しているため、所在地が高津区内の施設を地域共有の施設として位置付けている。もう1か所の宮前平中学校区には老人福祉センターが整備されているため、老人いこいの家の役割は補完されているものと考えている。市内には中原区今井地区、麻生区長沢地区、はるひの地区の3か所の未整備地区があるため、まずは未整備地区を優先的に整備していきたいと考えている。

*** 高齢化による利用者の増加と対策について**

施設は高齢者の活動拠点というだけでなく、介護予防の観点からもその役割は重要性を増してきているが、新たに土地を確保して施設を建設していくことは困難であると考えている。本市の既存施設の有効活用を視野に関係局と連携しながら検討していきたい。

*** 施設での介護予防活動について**

介護予防のため「パワーリハビリテーション」や「いこい元気広場」の事業を実施しているが、これらをきっかけに、より多くの高齢者に体操教室などの講座を受講してもらい、健康づくりのための運動の習慣を身につけてほしいと考えている。

*** 指定管理者による施設利用に関する広報について**

現在、開館時間の拡大により、休日や夜間においても施設の利用が可能となっているが、開館時間に関する広報の実施状況は把握していない。具体的な周知方法については指定管理者ごとに行っているため実施状況を確認し、館内の掲示を通じて、利用者に周知していきたい。

《意見》

- * 指定管理者の選定に当たっては、応募団体から提案内容や企画書など書面上では確認できないことを十分に聴取し、内容の正確性の確認を行うなど、市民に求められる団体が選ばれるよう、面談時間をできるだけ確保してほしい。
- * 応募団体からの事業計画書の中には、実現性のない事業や企画が提案されることもあるのではないかと。事業計画書は、指定管理者を選考する上で重要な資料であるため、事業内容の正確性や実現性などをしっかり精査してほしい。
- * 指定管理期間中は、事業者のセルフモニタリングに任せるだけでなく、市がモニタリングを実施することも必要である。その際には、事業者の運営状況だけでなく、施設の管理状況も含め、現場に赴き直接確認してほしい。
- * 高齢者の増加により、施設が混雑するなど既存施設だけでは不十分である。高齢者の活動やイベントの開催は介護予防であり、介護保険料の縮減につながると考えられるため、空き教室など学校を活用した高齢者のための新たな施策を展開してほしい。
- * 指定管理者の変更などにより、サービスの向上や施設の利便性が良くなることは、利用者にとって好ましいことである。施設の利用時間や開館日が増えるのであれば、全施設に掲示するなどして利用者に対して適切に広報してほしい。
- * 指定管理者の管理や運営の状況、苦情やその対応などを本市が把握していないことは問題である。指定管理者の管理運営の最終的な責任は本市にあるため、今後指定管理者と情報交換するなどしっかり連携を図ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第185号 川崎市久末老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 指定管理予定者が選定された理由と評価された点について

今回の指定管理者の選定に当たっては2法人から応募があり、民間活用推進委員会で審査の上、選定された。指定管理予定者は企画書の提案だけでなく、実際に周辺地域でのアンケートや地域調査を実施し、当該地域が交通不便地域であることや、スーパーなどの買物施設が少ないことを踏まえ、買物や配食のサービスを提案してきた。こうした地域のニーズを捉えた点が高く評価されたことや法人の基本方針、ボランティアや地域交流に積極的に取り組んでいる点も選定された理由である。

* 引継ぎの実施方法とその費用負担について

本議案が可決されたのち、現在の指定管理者と指定管理予定者と本市で協議

を行い、速やかに引継ぎの準備に移行したいと考えている。来年3月までに、指定管理予定者が現在の指定管理者とともに、施設において引継ぎを実施することにより、利用者の氏名や顔、性格や健康状態などを把握し、来年4月から円滑にサービスが実施できるよう準備を行いたいと考えている。利用者や家族に不安を与えないよう、新たな指定管理者のスタッフを紹介し、顔と名前を覚えてもらいたいとも思っている。

なお、本事業は介護保険制度によるもので、本市からの指定管理料はない。4月のサービス開始前の引継ぎなどの活動についても、法人負担となり、本市の費用負担はない。

*** 利用者や家族への説明会について**

現時点では説明会の日程などの詳細は決まっていなかったが、現在の指定管理者と指定管理予定者と検討する予定である。

《意見》

- * 運営管理者が変更になるため引継ぎをしっかりと行うとともに、これまでと変わらず安心してサービスが受けられることを利用者や家族に十分に説明し、利用者が不安なく過ごせるよう配慮してほしい。また、地域でのニーズ調査だけでなく、モニタリングを行うなど、地域の期待に応えられるよう、しっかり役割を果たしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第189号 平成25年度川崎市病院事業会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「ウイルス性肝炎患者等に対する医療費助成の拡充等を求める意見書（案）」

《審査結果》

全会一致意見書提出